

平成26年第4回定例会

小清水町議会会議録

平成26年第4回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成26年3月4日（火曜日） 午前9時29分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 報告第 1号 各常任委員会所管事務調査報告について
- 第 5 発議第 1号 各常任委員会議会閉会中の所管事務調査について
- 第 6 発議第 2号 議会運営委員会議会閉会中における継続審査について
- 第 7 意見案第 1号 地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書(案)の提出について
- 第 8 意見案第 2号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書(案)の提出について
- 第 9 意見案第 3号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書(案)の提出について
- 第10 議案第 5号 公益的法人等への小清水町職員の派遣等に関する条例制定について
- 第11 議案第 6号 小清水町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第 7号 乳幼児及び児童等医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第 8号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費給付に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第 9号 小清水町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第10号 小清水町立特別養護老人ホーム愛寿苑設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第11号 小清水町在宅介護支援センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について
- 第17 議案第12号 小清水町高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第13号 小清水原生花園インフォメーションセンター設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第14号 小清水町観光レクリエーション施設設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第15号 ハイランド小清水725設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第21 議案第16号 小清水町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第22 議案第17号 平成25年度小清水町一般会計補正予算(第7号)について
- 第23 議案第18号 平成25年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第24 議案第19号 平成25年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第25 議案第20号 平成25年度小清水町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第26 議案第21号 平成25年度小清水町簡易水道特別会計補正予算(第2号)について
- 第27 議案第22号 平成25年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第28 議案第29号 網走市外3町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について

- 第29 議案第30号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第30 議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第31 同意第1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 第32 議案第23号 平成26年度小清水町一般会計予算について
- 第33 議案第24号 平成26年度小清水町国民健康保険特別会計予算について
- 第34 議案第25号 平成26年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第35 議案第26号 平成26年度小清水町介護保険特別会計予算について
- 第36 議案第27号 平成26年度小清水町簡易水道特別会計予算について
- 第37 議案第28号 平成26年度小清水町農業集落排水事業特別会計予算について

○出席議員（10名）

1番	林	幸雄	君	2番	大石	誠示	君
3番	下平	正吾	君	4番	森	浩	君
5番	八木	勝正	君	6番	槻間	善高	君
7番	工藤	孝一	君	8番	高橋	隆文	君
9番	遠藤	満夫	君	10番	坂田	秀昭	君

○地方自治法第121条の規定により、本議会に出席を求めた者

小清水町長	林直樹	君
小清水町教育委員長	鬼塚茂	君
小清水町農業委員会会長	今村昇	君
小清水町代表監査委員	中島正喜	君

○委任を受け出席した者

副町長	森田明	君
総務課長	加藤友幸	君
出納室長	瓢子正	君
企画財政課長	鈴木祐之	君
町民生活課長	横山仁	君
保健福祉課長	久保弘志	君
産業課長	権藤結	君
建設課長	服部隆文	君
愛寿苑長	横田秀昭	君
保育所長	河西定博	君
高齢者生活福祉センター施設長	斉藤高広	君
教育課長	渡邊等	君
管理課長	金原武浩	君
社会教育課長	瀧口顕	君
図書館長	瀧口顕	君
農業委員会事務局長	権藤結	君
監査委員事務局長	中野也寸志	君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	中野也寸志	君
書記	細川ひろみ	君

◎開会の宣告

- 議長（坂田秀昭君）ただ今から、平成26年第4回町議会定例会を開会いたします。
（開会 午前9時29分）

◎開議の宣告

- 議長（坂田秀昭君）ただちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、
5番 八木勝正議員 6番 槻間善高議員
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。
遠藤満夫議会運営委員長。
○議会運営委員長（遠藤満夫君）2月24日に議会運営委員会を開催し協議をいたしましたところ、
本日3月4日より3月11日までの8日間と決定をしたところです。
以上、報告といたします。
○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期8日間であります。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）
○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって会期を本日から3月11日までの8日間と決定いたします。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を、中野事務局長から報告させます。
○事務局長（中野也寸志君）諸般の報告をいたします。
本日の会議出席議員数は10名でございます。
本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。
12月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。
本日の議案に関わる説明資料につきましては、事前配付に関わるもの以外に平成26年度町政執行方針を配付しております。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

- 議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。
併せて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。
林町長。
○町長（林直樹君）定例町議会の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。
2月中旬の降雪以降、朝夕の厳しい寒さは残っているものの、周期的な気温の変化を繰り返しながら春の訪れを感じつつある時期となってまいりました。今後も季節が穏やかに経過していくことを願っているところであります。
そうした本日、平成26年第4回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆さまには、時節柄公私ともに何かとご多用のなか、全員のご応召を賜り、平成26年度当初予算をはじめ

め町政の重要案件についてのご審議をいただきますことに対しまして、感謝申し上げますとともに厚くお礼申し上げます。

また、議員の皆さま並びに町民の皆さまには、町政発展のため、それぞれのお立場から多大なご支援、ご協力をいただいておりますことに重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会にご提案させていただきます案件でございますが、条例の新規制定及び改廃12件、組合等規約の変更2件、人権擁護委員候補者の推薦及びオホーツク町村公平委員会委員の選任にかかる同意各1件、次に、平成25年度補正予算につきましては、国の「好循環実現のための経済対策」を踏まえた平成25年度補正予算を活用した、北斗地区農業水利施設保全合理化事業及び消防救急デジタル無線整備事業費、合わせて9千738万2千円追加のほか、予算の最終執行見込みによる計数整理を含めた一般会計などの各会計補正予算6件、更に、平成26年度一般会計など新年度の各会計予算6件、合わせて28案件をご提案することとしておりますので、よろしくご審議を賜り原案につきましてご協賛下さいますようお願い申し上げます。

簡単でございますが、お礼を兼ねまして挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

行政報告は、お手元に配布しております報告書のとおりでございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。以上で行政報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、報告第1号、各常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

各常任委員会の報告を求めます。

はじめに、下平正吾総務文教常任委員長の報告を求めます。

3番。下平正吾議員。

○総務文教常任委員長（下平正吾君）平成25年3月5日開会の第2回町議会定例会において、本委員会に付託を受けました、事務調査について報告いたします。

別紙記載の付託事件について、調査の経過及び結果のとおり、11日間にわたり委員会を開催し調査しました。

主な、調査項目としましては、9月10日開催の第5回町議会定例会で中間報告いたしました、町立図書館指定管理者制度移行に関する調査をはじめ、平成24年度財政状況、災害対策、職員人事管理、学校教育、教育施設の管理運営について現地調査及び担当者の説明を受けました。

以上で、報告を終わります。

○議長（坂田秀昭君）次に、高橋隆文経済厚生常任委員長の報告を求めます。

8番。高橋隆文議員。

○経済厚生常任委員長（高橋隆文君）8番、高橋。平成25年3月5日開会の第2回町議会定例会において、本委員会に付託を受けました、経済厚生常任委員会所管事務調査について報告いたします。

議案書6ページ、別紙2に記載の付託事件について、調査の経過及び結果のとおり、15日間にわたり委員会を開催し調査しました。

主な、調査項目としましては、道外行政視察で調査いたしました、介護保険制度の充実、農業の6次産業化、有害鳥獣対策、クリーンエネルギー対策をはじめ、農作物の作況、はなやか小清水の運営、特別養護老人ホーム愛寿苑の移転改築、観光施設の管理運営、国民健康保険料、公共事業の整備状況、介護保険制度について現地調査及び担当者の説明を受けました。

以上で、報告を終わります。

○議長（坂田秀昭君）委員長報告に対する質疑があれば受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）なければ次に進みます。

◎発議第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、発議第1号、各常任委員会議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員長の申し出どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎発議第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、発議第2号、議会運営委員会議会閉会中における継続審査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員長の申し出どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎意見案第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、意見案第1号、地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、下平正吾議員の説明を求めます。

3番。下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）それでは、地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書を申し上げます。自治体の臨時・非常勤職員は今や3人に1人となり、全国で約70万人に上がります。臨時・非常勤の職種は様々ありますが、その多くの職員が恒常的業務についており、地方自治体に臨時・非常勤職員の労働を無くしては1日たりとも回りません。

しかし、臨時・非常勤職員にはパート労働法、労働契約法などが、適用されないなど、待遇や雇用については、保護する制度が整備されておらず、民間労働法制と地方公務員制度の狭間で法の谷間におかれた存在となっております。

このため、パート労働法や改正労働契約法の趣旨を踏まえて、臨時・非常勤職員の待遇改善を雇用安定に関する法整備を図ることが重要課題となっております。つきましては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望いたします。

一、非常勤職員に期末手当や退職手当の支給を認めていない地方自治法を改正すること。

二、均等・均衡待遇を求めているパート労働法の趣旨を、臨時、非常勤等職員に適用させる法整備を図ること。

三、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定をはかるため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入についても検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいと思っておりますので、十分な協議をして、採択されますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。
（「なし」と呼ぶものあり）
- 議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」と呼ぶものあり）
- 議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
意見案第1号、採決いたします。
原案のとおり決するにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）
- 議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、意見案第1号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第2号

- 議長（坂田秀昭君）日程第8、意見案第2号、特定秘密保護法の廃止を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。
提出者、下平正吾議員の説明を求めます。
3番。下平正吾議員。
- 3番（下平正吾君）この意見書は、昨年も採決される前に意見書を一回提出されております。そういうことから、内容については、抜粋して説明申し上げたいと思いますので、ご承認頂きたいと思っております。
- 国民の大半は、安倍政権は過度の力を背景に強行採決したという、暴挙にでたことに対して、非常に不満を持っています。このように特定秘密保護法は、人権を抑圧し、国家秘密を優先するなど、国民の権利を保障し、国家権力を抑制するという立法主義や民主主義を根底から覆す悪法であり、暗澹たる社会に導くもので、決して認められるわけにはいきません。強固採決直後の道内報道機関の世論調査でも反対、慎重審議を含めると9割にも達し、いかに本法律が国民に指示されていないかが明確であります。したがって、衆参両議院での強固採決に抗議するとともに、国民の暮らし、基本的人権、国民主権、平和主義を守るために、政府は国民の声を真摯に受け止め、特定秘密保護法を廃止することを強く求めていきたいと思っております。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

- 議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。
（「なし」と呼ぶものあり）
- 議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」と呼ぶものあり）
- 議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
意見案第2号、採決いたします。
原案のとおり決するにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）
- 議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、意見案第2号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、意見案第3号、労働者保護ルール改悪反対を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、下平正吾議員の説明を求めます。

3番。下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）労働者保護ルール改悪反対を求める意見書でございます。我が国は、約9割が雇用関係の下で働く雇用社会です。それにもかかわらず、政府内に設置された一部の会議体では、成長戦略の名の下に、解雇の金銭解決制度やホワイトカラー・イグゼンプションの導入や解雇しやすい正社員を増やす懸念のある限定正社員の普及、労働者保護の後退を招くおそれがある、労働者派遣法の見直しなどといった、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされております。働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは、決して許されることなく、むしろ政府が掲げる経済の好循環とは全く逆の働きであると言えます。

政府内の一部の会議体の議論は、労働者保護ルールそのものに留まらず、労働政策に関わる基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されています。雇用・労働政策は、ILOの三者構成原則に基づき労働政策審議会において議論すべきであり、こうした提言は、国際標準から逸脱したものと云わざるを得ません。こうした現状に鑑み、本議会は政府に対して下記の事項を強く要望します。

一、不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入などは、行うべきではないこと。

二、低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者により安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うべきこと。

三、雇用・労働政策に係る議論はILOの三者構成主義に則って、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しますので、慎重審議採決されますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第3号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第3号、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号

○議長（坂田秀昭君）日程第10、議案5号、公益的法人等への小清水町職員の派遣等に関する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務課長。

○総務課長（加藤友幸君）ただ今上程されました、議案第5号、公益的法人等への小清水町職員の派遣等に関する条例制定について、ご説明申し上げます。

議案の19ページをお開きください。

本年4月1日より町高齢者生活福祉センターの運営について、社会福祉法人小清水町社会福祉協議会を指定管理者として指定することに伴い、その事務事業に対する人的援助を行い施策推進を図る必要があるため、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、職員を派遣する制度を整備することにより、業務の円滑な実施の確保等を通じて、公共の福祉の増進に資するものでございます。

条例の内容ですが、まず、第1条で条例制定の趣旨を規定、第2条は第1項第1号及び第2号の規定のとおり、町内に事務所を有し、業務の性質上援助を行うことが必要な場合に職員を派遣することができる旨規定してございます。次の頁になります。第3条は、派遣職員が派遣先の地位を失った場合や派遣期間が満了となった場合など、派遣職員の職務への復帰についてを規定、次のページ第4条は、派遣職員の給与は町が支給する旨規定、第5条は、職員が復帰した職員給与について、公務災害により休職した期間は、派遣先で就いていた業務を公務とみなし給与を支給する旨を規定、第6条は、職員の復帰時における処遇については、他の職員との均衡を図るための調整を行うことが出来る旨を規定してございます。

最後に附則でございますが、この条例は、平成26年3月31日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第6号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、議案第6号、小清水町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

横山町民生活課長。

○町民生活課長（横山仁君）ただ今上程されました議案第6号、小清水町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

お手元の議案書の22ページ並びに新旧対照表をご覧ください。

青少年問題協議会委員につきましては、地方青少年問題協議会法の規定に基づき、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議することなどの役割を担うものとして、青少年問題協議会委員を任命しております。

今回の改正につきましては、このたび、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる「地域主権第3次一括法」が成立し、これに伴い、地方青少年問題協議会法の一部が改正され、これまで国が定めていた青少年問題協議会委員の委嘱の基準及び会長の選任については、各自治体の条例で定めることとされました。

なお、地方青少年問題協議会法第3条の「会長は、当該地方公共団体の長をもって充てる。」とする規定も削除されましたが、当協議会は青少年に関する総合的な施策を審議するという性格等を勘案し、法で定められていた基準をもって本町の基準とするもので、改正後の条例で定める内容としたしましては、第3条第1項は、「協議会の会長は、町長をもって充てる。」、第2項は、「協議会に副会長1人を置き、副会長は委員の互選によって定める。」とするものでございます。

最後に附則でございますが、施行日を平成26年4月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第7号及び議案第8号

○議長（坂田秀昭君） 日程第12、議案第7号及び、日程第13、議案第8号、乳幼児及び児童等医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例制定について、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費給付に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

久保保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保弘志君） ただ今上程されました、議案第7号、乳幼児及び児童等医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案8号、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費給付に関する条例の一部を改正する条例制定について、一括してご説明申し上げます。

乳幼児及び児童等医療費給付事業及び重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費給付事業につきましては、北海道医療給付事業の基準に基づき、所得制限限度額を定めその範囲内の世帯等に対し医療費の給付を行っているところでございますが、子育て支援及び障害者対策の更なる充実を図るため、それぞれの条例について所得制限限度額を撤廃する所要の改正を行うものでございます。

別途お配りしております、新旧対照表をご覧ください。

まず始めに、乳幼児及び児童等医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例ですが、第3条第3号の所得制限に係る規定を削除するものであり、附則につきましては、施行日を平成26年4月1日からとし、経過措置として平成26年3月31日以前の診療に係る医療費については、従前の取り扱いとするものでございます。

次に、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費給付に関する条例の一部を改正する条例制定につきましても、第3条第3号及び第4号の所得制限に係る規定を削除するものであり、2ページの附則につきましては、先程ご説明いたしました乳幼児及び児童等と同様の取り扱いとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第9号

○議長（坂田秀昭君）日程第14、議案第9号、小清水町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保弘志君）ただ今上程されました、議案第9号、小清水町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本年4月1日から、町の組織の見直しにより新たに子育て支援課が設置される予定となっているところでございますが、その分掌事務は、保育所に関する事、へき地保育所に関する事、子育て支援に関する事、及び放課後児童対策に関する事とされておりまして、子ども・子育て会議の庶務につきましても、子育て支援課が担当することとなりますことから、本条例について所要の改正を行うものでございます。

別途お配りしております、新旧対照表をご覧ください。第9条中、会議の庶務を「保健福祉課」から「子育て支援課」に改めるものでございます。

最後に附則ですが、施行日を平成26年4月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第10号

○議長（坂田秀昭君）日程第15、議案第10号、小清水町立特別養護老人ホーム愛寿苑設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

横田愛寿苑長。

○愛寿苑長（横田秀昭君）ただいま上程されました、議案第10号、小清水町立特別養護老人ホーム愛寿苑設置条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。お手元の議案書は26ページでございます。特別養護老人ホームの管理・運営につきましては、指定管理者制度を導入して民間事業者の能力を活用し、施設サービスの資質並びに効果、効率の向上を図りたいと考えております。

また、施設の管理・運営は、適正かつ円滑に行わなければならないことから、営利を目的としない公共的団体で施設利用者並びに多くの住民の方々の理解が得られる、指定管理事業者を選定しなければならないものと考えているところでございます。

お手元に配布の新旧対照表をご覧ください。この度の条例改正につきましては、現行条例、第4条を第5条とし、第4条に新たに愛寿苑の管理運営を指定管理者が行うことができる旨の条文を追加するものであります。

附則といたしまして、施行月日を平成26年4月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第11号

○議長(坂田秀昭君) 日程第16、議案第11号、小清水町在宅介護支援センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保保健福祉課長。

○保健福祉課長(久保弘志君) ただ今上程されました、議案第11号小清水町在宅介護支援センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について、ご説明申し上げます。

在宅介護支援センターは、要援護老人及びその家族の福祉の向上を図ることを目的として、平成9年度に高齢者生活福祉センターに併設する形で整備し、平成10年4月に開設したところでございます。

その後、平成18年介護保険法の改正を受け、在宅介護支援センターの機能を強化した地域包括支援センターを平成18年4月に役場庁舎内に開設し、高齢者及びその家族に対する総合相談窓口機能の充実、介護予防支援事業や各種福祉制度による多面的な支援の体制を構築しているところでございます。

現在、在宅介護支援センターの業務といたしましては、介護用品等を展示し、介護機器の紹介に係る助言及び相談業務等を主として行っているところでございます。

また、本年4月より、高齢者生活福祉センターの管理・運営は、指定管理者制度の活用により小清水町社会福祉協議会が担うこととしていることから、併設している在宅介護支援センターの設置場所については、更なる施設の有効活用を図る必要があるところでございます。

これらのことから、在宅介護支援センターとしての用途及び役割は終えているため同センターを廃止することとし、本条例を廃止するものでございます。

なお、在宅介護支援センターの設置場所、85.8㎡につきましては、高齢者生活福祉センター、デイサービス部門へ転用のうえ、有効活用していきたいと考えているところでございます。

最後に附則ですが、施行日を平成26年4月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第12号

○議長(坂田秀昭君) 日程第17、議案第12号、小清水町高齢者生活福祉センター設置及び管理

に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保弘志君）ただ今上程されました、議案第12号、小清水町高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本年4月より、高齢者生活福祉センターの管理・運営につきましては、指定管理者制度の活用により、小清水町社会福祉協議会が担うこととしているところでございます。この指定管理者制度への移行に伴いまして、町が同センターにおいて実施する事業等の整理を行う必要がありますことから、所要の改正を行うものでございます。

別途お配りしております、新旧対照表をご覧ください。第2条及び第4条は、町が実施する事業は基本的には居住部門のみとなりますことから、社会福祉協議会が実施する老人デイサービス事業を削除するものでございまして、これに伴い各号の整理を行うものでございます。なお、改正後の第4条第2項は、老人デイサービス事業及び訪問介護事業を同センターにおいて、社会福祉協議会が実施する根拠規定となるものでございます。次に2ページの第5条につきましても、老人デイサービス事業に係る規定を削除するものであり、改正後の第1項は、居住部門を利用できる方は従来より、自立した生活を営むことができる方を原則としているものでありますが、条例上において明確に規定されていなかったことから、改めて規定するものでございます。次に3ページから4ページの第6条、第8条、第9条及び第10条につきましても、同じく老人デイサービス事業に係る規定を削除及びこれに伴い文言の整理等を行うものでございます。

最後に附則ですが、施行日を平成26年4月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第13号乃至議案第15号

○議長（坂田秀昭君）日程第18、議案第13号乃至、日程第20、議案第15号、小清水原生花園インフォメーションセンター設置条例の一部を改正する条例制定について、小清水町観光レクリエーション施設設置条例の一部を改正する条例制定について、ハイランド小清水725設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

権藤産業課長。

○産業課長（権藤結君）ただ今、上程されました議案第13号、小清水原生花園インフォメーションセンター設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第14号、小清水町観光レクリエーション施設設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第15号、ハイランド小清水725設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、一括してご説明いたします。

今回の改正は、各観光施設における解体済み施設の整理及び老朽化している映像機器などの利用中止や廃棄処分、さらには望遠鏡使用料の無料化に伴う改正でございます。別途配布しております、3条例それぞれの新旧対照表をご覧ください。

はじめに、議案第13号、小清水原生花園インフォメーションセンター設置条例の一部を改正す

る条例制定でございますが、これは平成11年のインフォメーションセンター開設時に設置いたしました「展示映像施設」及び「写真シール機」の両機器ともに設置後15年が経過し、補修が困難なことから、昨年「展示映像施設」については、パソコンにプロジェクターを組み合わせ、花々の映像を無料で観覧できるように改修したところです。また、「写真シール機」のプリクラについては、故障により使用できない状況になっておりますが、過去の利用状況など総合的に判断し、更新しないこととするもので、それぞれ「展示映像施設入館料」及び「写真シール機使用料」について条文から削除するものでございます。

つぎに、議案第14号、小清水町観光レクリエーション施設設置条例の一部を改正する条例制定につきましては、濤沸湖周辺に飛来する野鳥を観察する施設として昭和63年に設置し、老朽化により平成12年に取り壊した「チカンプトウ展望台」を過去の利用状況や現在の観察地点が平和橋からの観察が主流となっている現状をふまえ、第2条から削除するものでございます。また、使用料の改正といたしまして、現在、原生花園に2台、フレイト展望台に3台設置している望遠鏡を利用する際に、1回100円の使用料をいただいておりますが、より多くの観光客に自然景観を楽しんでいただけるよう無料化を図ることとし、フレイト展望台の映像施設につきましては、設置後25年が経過し、映像画面の一部に劣化が認められますが補修が困難な状況にあるため、このまま利用を継続すると施設利用者へのサービス低下につながることを懸念されることから利用中止とするもので、それぞれ該当する第3条の使用料及び別表について削除するものでございます。

つぎに、議案第15号、ハイランド小清水725設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、原生花園及びフレイト展望台に設置している望遠鏡と同様に、ハイランド小清水725に1台設置している望遠鏡の使用料を無料とするもので、条例第4条第3項を削除するものでございます。

なお、施行期日については、いずれの条例も平成26年4月1日からとするものでございます。以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第16号

○議長（坂田秀昭君）日程第21、議案第16号、小清水町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

瀧口社会教育課長。

○社会教育課長（瀧口頤君）ただ今上程されました、議案第16号、小清水町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

お手元の議案書の33ページ並びに新旧対照表をご覧ください。社会教育委員につきましては、社会教育法の規定に基づき、町の社会教育事業に関して、提案や意見を述べる役割を担うものとして社会教育委員を委嘱し、本町の社会教育活動の充実に務めているところでございます。

このたび、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる「地域主権第3次一括法」が成立し、これに伴い、社会教育法の一部が改正さ

れ、これまで国が定めていた社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌して各自治体の条例で定めることとされました。

このようなことから、文部科学省令第1条に規定する基準を踏まえ、社会教育委員としてふさわしい方を選ぶ基準を定めるものでございます。

改正後の条例で定める内容といたしまして、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行っている方、並びに学識経験のある方、の中から委嘱する。とするものでございます。

最後に附則でございますが、施行日を平成26年4月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第17号乃至議案第22号

○議長（坂田秀昭君）日程第22、議案第17号乃至、日程第27、議案第22号、平成25年度小清水町一般会計補正予算（第7号）について、平成25年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、平成25年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、平成25年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、平成25年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、平成25年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木祐之君）ただ今、一括上程されました議案第17号乃至第22号、小清水町各会計補正予算について、はじめに議案第17号、一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億9千483万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を48億9千638万1千円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。第2表 繰越明許費補正は、国の補正予算第1号に関連しまして補助採択を受けました農業水利施設保全合理化事業、消防救急デジタル無線整備事業のほか、道営事業の繰り越しに伴います農地整備、農道整備の3本の事業につきまして、翌年度に繰り越して事業の執行を行うこととし、追加するものです。

次のページ、第3表、債務負担行為補正の1変更ですが、3行目「学校等施設管理業務委託料」は、コミュニティプラザ・図書館が指定管理となりますので、これまでの管理業務を除く変更契約に伴いまして、26年度以降の債務負担行為限度額を減額変更するもので、それ以外の事項につきましては、4月からの消費税率引き上げ等によりまして、管理業務委託料あるいは指定管理料を変更する契約が生じて参りますので、26年度以降の債務負担行為限度額をそれぞれ増額変更するものでございます。なお、5行目「社会教育バス運行業務委託料」は、25年度における利用実績増加の見込みから委託料の追加補正を計上しておりますので、25年度以降の限度額変更となるものです。

次のページ、2 廃止は、25 年度農業振興資金の借入申請がありませんでしたので、債務負担が生じないため廃止をするものであります。

次のページ、第4表 地方債補正の1 変更ですが、19 線道路整備事業債以下3 件は事業費確定によるもの、消防救急デジタル無線整備事業債は、国の補正予算による整備事業費の追加に伴います限度額の変更で、2 廃止は、特別養護老人ホーム移転改築に係る実施設計費の財源として過疎債による起債を予定しておりましたが、過疎債の対象となる事業費が一部に限られることとなったため借り入れは行わず廃止するものです。

次に、歳出予算についてですが、人件費は、人事異動、共済負担比率の変更などによる増減、その他事業費は、執行見込額残額の減額が主なものでございますので、追加となる主な事業費及び特に説明を要する事業についてのみ説明をさせていただきます。

主要施策調と合わせてご覧下さい。補正予算書22 ページ、主要施策調1 ページになります。

2 款総務費ですが、1 項4 目財産管理費で、一時的な歳計現金の不足に対応する基金の繰り替え運用の実績減による利子積立の減に、普通交付税の増額及び地域の元気臨時交付金の活用等により生じます一般財源の余剰分について、後年度の施設整備等の財源として積み立てることとし、公共施設整備基金積立金3 億円、ふるさと納税で寄せられた3 件の寄附金分として、ふるさと事業基金積立金42 万円を加えた、積立金2 億9 千9 百9 4 万8 千円を計上、次のページの6 目企画広報費で、福太郎小清水北陽工場に係る企業立地促進事業費補助金の初年度補助額確定による減額など、総務費総額で、2 億9 千1 百2 1 万7 千円を追加計上するものです。

次に、補正予算書25 ページ、主要施策調6 ページになります。3 款民生費は、1 項9 目介護保険対策費で、介護給付費の増、特別養護老人ホーム運営事業分の追加など特別会計繰出金7 5 1 万2 千円追加に、執行見込による増減で、総額1 千7 百2 万9 千円を減額、補正予算書26 ページ、主要施策調では10 ページになります、4 款衛生費は、1 項4 目医療保険費で、重度心身障害者、ひとり親家庭等の24 年度医療給付事業に係る道補助金について、事務検査による精算分返還金30 万6 千円追加、国民健康保険特別会計の繰出基準に基づく繰出金3 4 7 万2 千円の追加に、執行見込による増減により、総額7 3 6 万円を減額計上するものです。

次に、補正予算書28 ページ、主要施策調17 から19 ページになります。6 款農林水産業費は、1 項5 目農業農村基盤整備推進費で、国の補正予算に関連して補助採択のあった農業水利施設保全合理化学業としまして、北斗地区4ヶ所の排水機場の機能診断及び保全計画策定に係る委託料310 万円追加、道営農地整備事業では、小清水南地区の戸別所得補償実施円滑化事業において、事業量追加により178 万円追加に、執行見込による減額を差し引いた、総額1 千3 百3 8 万7 千4 千円を減額計上するものです。

次に、補正予算書32 ページ、主要施策調25、26 ページになります。9 款消防費ですが、実施設計を進めて参りました消防救急デジタル無線の整備につきまして、国の補正予算により、補助事業の採択及び単独事業に対する財政措置がなされたので、早期導入を目指し、整備事業費総額1 億3 千6 百1 7 万4 千円から国の補助金を差し引いた9 千4 百2 8 万2 千円の本部費負担金追加に、執行見込による分署費等の減額を差し引いた、9 千4 百2 万8 千円を追加計上するものです。

次に、補正予算書36 ページになります。11 款公債費ですが、まず、元金につきましては、起債の借り入れ利率の低利率が続いておりまして、5 年ないし10 年で利率見直しを迎えた変更後の利率が、0.2%程度まで下がったことにより元金の償還分が増えますので、所要額1 億2 千9 万1 千円を追加、利子につきましても、同じく利率見直しによる償還利息の減のほか、24 年度債の借入見込み利率及び繰越事業に係る前借りから本借り時の見込み利率の減などによりまして、地方債利子償還金9 0 0 万円の減に、基金の繰替運用実績減等による一時借入金利子4 7 2 千円減額の、合わせまして9 4 7 万2 千円を減額計上するものであります。

次に、歳入予算になります。補正予算書13 ページにお戻り下さい。まず、11 款分担金及び負担金ですが、1 項分担金の道営農地整備事業に係る受益者分担金で、事業量の増減に伴いまして、小清水北地区の担い手支援事業で60 万円の減、南地区の戸別所得補償実施円滑事業で1 億5 千4 万5 千円増など6 1 万円追加に、2 項負担金の減額を合わせた5 6 万3 千円を追加計上するものです。

次に、16ページになります。14款道支出金ですが、2項3目農林水産業費道補助金で、国の補正予算に関連して追加となった、北斗地区排水機場保全計画策定に係る補助金として、農業水利施設保全合理化事業補助金300万円を追加、3項道委託金で、昨年11月に道の道徳教育推進校事業の委託を受け、小・中学校連携による「オホーツク心の教育シンポジウム」を開催するなど、道徳教育の推進に係る委託金として31万円の追加に、事業費確定などによる増減を加えた総額681万2千円を減額計上するものです。

次のページ、15款財産収入は、いずれの基金利子も繰り替え運用に係る利子の減で、47万2千円を減額、16款寄附金は、3件のふるさと納税寄附金42万円追加、17款繰入金は、介護予防支援事業の余剰見込み分追加で、介護保険特別会計繰入金84万円追加、19款諸収入は、後期高齢者の検診、予防接種事業に対する助成金等、団体支出金の追加交付など、総額で77万4千円を追加計上するものです。

次のページ、20款町債は、消防救急デジタル無線整備事業負担金の財源分として、補助対象事業に係る補正予算債4千180万円、単独事業分の緊急防災・減災事業債5千230万円追加のほか、事業費等の確定による減額を差し引いた総額7千40万円を追加計上するものです。

そのほか財源調整としまして、9款地方交付税で1億7千493万4千円追加、18款繰越金で6千401万5千円を追加計上するものでございます。

なお、37ページからの給与費明細書につきましては、各種非常勤特別職の執行残及び職員給与の執行見込額精査によるものですので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）久保保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保弘志君） 続きまして、議案第18号、平成25年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

補正予算書の41ページをお開き下さい。歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億3千11万円とするものでございます。

50ページをお開き下さい。歳出予算の補正ですが、1款1項総務管理費におきまして、70歳から74歳までの被保険者の一部負担金の見直しに伴うシステム改修費用14万6千円を追加計上するものでございますが、印刷製本費及び電算処理業務委託料等の執行状況の精査による減額により1万3千円減額、3項運営協議会費につきましても、執行状況を精査し委員報酬など5万4千円減額計上いたしました。次のページ、2款保険給付費につきましては、一般及び退職被保険者に係る療養給付費・療養費・審査支払手数料・高額療養費・出産育児諸費及び葬祭諸費について、それぞれの執行見込みの推計によりまして、追加又は減額計上するものでございます。1項療養諸費は918万8千円減額、次のページ2項高額療養費は950万円追加、4項出産育児諸費は、210万1千円追加、次のページ5項葬祭諸費は12万円減額計上いたしました。

3款後期高齢者支援金、6款介護納付金、次のページ7款共同事業拠出金につきましては、いずれも今年度の額が確定いたしましたことから、それぞれの確定額で減額計上するものであります。8款1項特定健康診査等事業費につきましては、事業の執行見込みの推計により87万3千円減額、次のページ、2項保健事業費につきましても同様に、委託料31万4千円減額計上、また、一般被保険者予防接種事業は、これまで同様、インフルエンザ予防接種事業が調整交付金の対象となりますことから、接種実績185名分39万7千円を一般会計に振り替えることとして追加計上いたしました。10款1項償還金につきましては、平成24年度の事業実績等による国庫支出金の確定に伴い超過交付された688万4千円を返還金として追加計上いたしました。

56ページの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして45ページをお開き下さい。1款1項国民健康保険料につきましては、年度当初の一般被保険者保険料の算定にあたり、前年度の保険料水準に据え置く

保険料軽減対策を講じたことに伴い、500万円減額計上いたしました。2款1項国庫負担金につきましては、それぞれの算定基準に基づく額の確定、未確定なものについては推計を行い、追加又は減額計上いたしました。次のページ、2項1目財政調整交付金につきましては、推計に基づき56万6千円減額計上いたしました。3款療養給付費交付金、4款前期高齢者交付金、次のページ5款道支出金、6款共同事業交付金につきましても、それぞれの算定基準に基づく額の確定、未確定なものについては推計を行い、追加又は減額計上いたしました。

次のページ8款1項一般会計繰入金につきましては、基準に基づく繰入として出産育児一時金及び財政安定化支援分の増額等により347万2千円追加計上いたしました。9款繰越金は、決算見込額を参考に財源調整分として1千491万6千円追加計上いたしました。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第19号平成25年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

補正予算書の58ページをお開き下さい。歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ153万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を7千149万4千円とするものでございます。

63ページをお開き下さい。歳出予算の補正ですが、1款1項1目一般管理費におきまして、旅費・需用費及び役務費の執行残42万7千円減額、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金におきましては、広域連合からの額の確定通知により、事務費負担金59万8千円減額、保険料調定見込みの精査及び保険基盤安定負担金の確定により、保険料等負担金50万6千円減額計上いたしました。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして61ページをお開きください。1款1項1目後期高齢者医療保険料におきまして、現年度分109万3千円減額、2款1項1目一般会計繰入金は、先程歳出で申しあげました事務費及び保険基盤安定負担金の確定により41万8千円減額、4款3項1目後期高齢者医療広域連合交付金におきましては、交付金額の確定により2万円を減額計上いたしました。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第20号平成25年度小清水町介護保険特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

補正予算書の65ページをお開き下さい。歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ保険事業勘定において497万9千円を追加、サービス事業勘定においては113万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を保険事業勘定において3億8千408万2千円、サービス事業勘定においては2億2千738万2千円とするものでございます。

次に、70ページをお開き下さい。債務負担行為補正ですが、サービス事業勘定のうち特別養護老人ホーム愛寿苑の給食業務は、平成23年度から27年度までの5ヶ年間に於いて業務委託しているものでございますが、本年4月より消費税率を引き上げる改正が行われますことから、これに伴い、平成26年度から27年度までの債務負担行為限度額を6千552万千円から6千739万2千円に変更するものでございます。

それぞれの勘定につきましては、補正予算事項別明細書により説明いたします。

76ページをお開き下さい。はじめに保険事業勘定の歳出予算の補正ですが、1款1項総務管理費におきまして、消費税率改正による介護報酬の改定などに伴い、介護保険システムの改修が必要となることから、システム改修業務委託料74万6千円追加計上いたしました。2款1項介護サービス等諸費につきましては、居宅介護、地域密着型介護、施設介護、高額介護等及び特定入所者介護それぞれの給付費で、今後の執行見込みの推計によりまして、追加又は減額し、差引合計556万8千円追加計上いたしました。次のページ、3款1項地域支援事業費につきましては、執行見込みの推計により133万5千円減額計上いたしました。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして73ページをお開き下さい。1款介護保険料につきましては、現年度の収入見込みの推計により140万1千円追加計上いたしました。2款1項1目介

護給付費負担金につきましては、給付見込みの推計に基づき負担割合に応じ164万5千円追加、2項2目地域支援事業交付金につきましては、事業の執行見込みに基づき46万4千円減額計上いたしました。3目介護保険事業費等補助金につきましては、先程歳出で申しあげました介護保険システムの改修費用の充当財源として37万2千円追加計上いたしました。

次のページ3款道支出金、4款支払基金交付金につきましては、2款国庫支出金と同様負担割合に応じ、3款2項1目地域支援事業交付金26万3千円減額、4款1項1目介護給付費交付金100万円追加、2目地域支援事業支援交付金5万8千円減額計上いたしました。6款1項1目一般会計繰入金につきましては、介護保険事業費分は執行見込みにより37万4千円追加、保険給付費分は給付見込みの負担割合に応じて115万円追加、地域支援事業費分は執行見込みにより25万6千円減額、差引合計126万8千円減額、7款繰越金は保険給付費分7万8千円追加計上いたしました。

次に、サービス事業勘定歳出予算の補正ですが、83ページをお開き下さい。1款1項1目一般管理費につきましては、一般職・定数外職員及び嘱託職員等の職員手当等の精査など、50万7千円追加計上いたしました。2目居宅介護支援事業費につきましては、旅費など執行見込みの精査により6万円減額計上いたしました。3目介護予防支援事業費につきましては、介護予防サービス計画費収入の増額により収支黒字額が増加する見込みであることから、一般会計繰出金84万円追加計上いたしました。4目特別養護老人ホーム費につきましては、需用費の執行見込みの精査により15万円減額計上いたしました。

84ページから86ページまでの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして80ページをお開き下さい。1款1項介護給付費収入及び2項自己負担金収入につきましては、それぞれ対応するサービス事業の利用実績見込みの推計により追加又は減額計上いたしました。

次のページ、2款1項一般会計繰入金につきましては、居宅介護支援事業費及び特別養護老人ホーム事業費の収入不足見込み等を精査した結果、624万4千円追加計上いたしました。

4款1項雑入につきましては、嘱託職員等にかかる保険料収入の精査により54万7千円減額計上いたしました。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）続きまして、議案第21号、平成25年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の88ページをお開き下さい。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万4千円を追加し、予算の総額を2億254万2千円とするものでございます。

地方債の補正でございますが、90ページをお開き下さい。道営畑地帯総合整備事業の小清水北地区営農用水事業での本年度分事業費が確定したことにより、町負担金の借入額も確定しましたので、限度額を1千20万円減額し5千340万円とするものでございます。

補正の内容でございますが、94ページをお開き下さい。合わせて、主要施策調べの28ページでございます。歳出予算の補正でございますが、1款1項2目一般管理費では4節共済費で、市町村職員共済組合負担金の率改正により7万1千円を追加計上いたしました。次に、3目財政調整基金費では、25節で財政調整基金積立金として資金を積み立てることとし、1千100万円を計上いたしました。次に、2款2項1目建設改良費19節負担金補助及び交付金の道営担い手支援畑地帯総合整備事業負担金で、小清水北地区営農用水事業の事業費確定により1千27万7千円を減額計上いたしました。

次に、歳入でございますが、92ページをお開き下さい。財源調整といたしまして、繰越金で1千99万4千円追加計上いたしました。また、6款1項1目簡易水道事業債で、事業費の減額に伴

い1千20万円減額計上いたしました。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第22号、平成25年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。補正予算書の97ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ778万3千円を追加し、予算の総額を1億4千432万円とするものでございます。

補正の内訳でございますが、102ページをお開き下さい。歳出予算の補正でございますが、1款1項1目一般管理費3節職員手当等で、扶養手当、期末勤勉手当等をあわせて27万円を減額、4節共済費で、市町村職員共済組合負担金の率の改正により5万3千円を追加し、あわせて21万7千円を減額計上いたしました。また、2目財政調整基金費では、25節で財政調整基金積立金として資金を積み立てることとし、800万円を計上いたしました。

次に、歳入でございますが、100ページをお開き下さい。財源調整といたしまして、繰越金778万3千円を追加計上いたしました。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時09分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

はじめに、議案第17号、平成25年度小清水町一般会計補正予算（第7号）について、質疑を受けます。

はい、3番。

○3番（下平正吾君）2点ほどお聞きしたいのですが、まず1点は、この主要政策調で質問したいと思いますが、一般財源の余剰がでたから、3億ほど財政調整金を積むのは、余ったからしょうがないとは思いますが、基本的に平成25年度というのは、町長の予算としては、任期の関係があって骨格予算ということで、そういうからみで、こういう巨額な金が、余剰がでたのか、そのへんをちょっと、さっき課長が説明をされたのですが、耳にとまらなかったのも、もう一回説明を受けたいということと、もう一つはですね、次のページ、2ページの企画広報費、この関係の、山口油屋福太郎に対して雇用対策の当初計画、50人分の30万で1千500万組んでいたということで、これは、どういうふうにとらえていいのですか。50人という当初計画を組んだのは、どういうことですか。50人は雇用されたけども、該当するのは22名しかいなかったということなのか、その該当にならなかったというのは、小清水町に在町しなかったのか、その辺も含めて答弁をお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木祐之君）お答えしたいと思います。まず、1点目余剰がでて、積立金に3億円程計上させていただきましたが、内訳としましては、地域の元気臨時交付金が25年度で交付をいただいております。それにつきましては交付決定額が1億4千377万円。12月の補正の施設のLED化で8千100万円ほど、歳出追加でその財源に充てておりまして、その差し引いた6千248万9千円につきましては、25年度当初予算で、一般財源を財源に計上してございました、事業の方に充てることができるので、結果、一般財源が余剰となるものであります。あわせまして、交付税ですね、算定結果上、予算よりも大きく交付頂いておりますので、その余剰分が今回追加で補正させていただきました1億7千400万円程、その他に24年度からの繰越金が最終的な決算

状況で、1億5千万程度見込んでいましたが、2億円程度まで繰り越すことができましたので、その分の余剰もでてきてます。実際に25年度事業執行の中で大きな追加の補正事業等がありませんでしたので、最終的に今回3億円ほど積んで、例年通り、1億を超える繰越金を見込んでいるところ です。

2点目の、福太郎の補助金ですが、当初最終的にどれくらいの雇用になるかというのは、見込めておりませんでした。工場の方からは、だいたい50人程度の雇用は目指したいということで伺って おりましたので、その人数で予算は措置しております。最終的に、今北陽工場で働く方は総勢31名、福太郎の北陽工場の決算が、12月になりまして、その決算期での雇用者ですが、31名で、そのうち町内に住民票を有する者は、22名と申請の中で確定しておりますので、かける30万円の660万円で補助金を確定し、余剰分については、減額計上させていただいたところでありま す。以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

はい、3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）財政調整金については、わかりましたけども、各特別会計もそれぞれ余ったものは、財政調整金というかたちでしょうが、残ったものは全部財政調整金ということではなくて、予算は有効的に使っていただきたいと思います。

それから、もう1点のほうは、22名は小清水在住ということで、町外から通っている人は、どれくらいいるのですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木祐之君）先程お話ししたとおり、31名今総勢働いておられます。22名が町内で、網走からの通勤者が2名、斜里からの通勤者が5名の7名、その他の福岡の本社から派遣されております工場長と技術職員が2名が内訳となっております。以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい、3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）いずれにしても、色々な事情があつて小清水に在住されない方もおられるとおもいますが、極力努力していただいて、小清水に住んでいただけるようにして、雇用対策に有効なお金を使えるようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いま す。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めますか。

○3番（下平正吾君）いいです。

○議長（坂田秀昭君）ほかに。

はい5番、八木勝正議員。

○5番（八木勝正君）はい、5番。補正予算に関係してくるので、今回の項目に無いですけどもお尋ねしたいのですが、去年、除雪の関係で、専決処分で最終的に補正予算を組んでいましたが、今年に関して、除雪の予算は今シーズンいくらあつて、そしていつ現在までで何%除雪費が使われているかそのへんについて、もし差し支えなかったらお尋ねしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）今回、資料を持ってきていないのですが、記憶の範囲で大まかな除雪関連の年間予算は3千万程度であったというように記憶しております。今年の除雪の状況ですが、まだ、1月分の実績しかでておりませんので、全体としての状況は現在のところまだ把握しておりません。まもなく2月分もあがつて、その状況が分かると思います。以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい、5番。八木勝正議員。

○5番（八木勝正君）今年に関していえば、1月くらいまではさほど大きな天候の乱れもなかったと思いますけども、2月、つい先だつてもかなり大きな吹雪がきたりして、予算的に去年の状況になるような可能性もあるのではないのかなと思つていますが、今年もですね、去年と同じような状況になればまた同じような考え方で、補正予算を組むような考えがあるのですか。その辺をお聞き

します。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）除雪の出動状況にもよりますので、その状況に応じて検討していきたいと考えております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第17号、原案のとおり可決されました。

○議長（坂田秀昭君）次に、議案第18号、平成25年度小清水町国民健康保健特別会計補正予算（第2号）についての質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第18号、原案のとおり可決されました。

○議長（坂田秀昭君）次に、議案第19号、平成25年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第19号、原案のとおり可決されました。

○議長（坂田秀昭君）次に、議案第20号、平成25年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第20号、原案のとおり可決されました。

○議長(坂田秀昭君) 次に、議案第21号、平成25年度小清水町簡易水道特別会計補正予算(第2号)についての質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第21号、原案のとおり可決されました。

○議長(坂田秀昭君) 次に、議案第22号、平成25年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についての質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第22号、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号

○議長(坂田秀昭君) 日程28、議案第29号、網走市外3町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保保健福祉課長。

○保健福祉課長(久保弘志君) ただ今上程されました、議案第29号 網走市外3町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について、ご説明申し上げます。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部が本年4月1日から施行され、認定区分の名称が変更となりますことから、障害者総合支援法第15条の規定に基づき、構成市町で共同設置する審査会の名称を改めるものでございます。別途お配りしております、新旧対照表をご覧ください。題名、第1条及び第2条中「障害程

度区分認定審査会」を「障害支援区分認定審査会」に改めるものでございます。

最後に附則ですが、施行日を平成26年4月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第29号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第29号、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号

○議長（坂田秀昭君）日程第29、議案第30号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務課長。

○総務課長（加藤友幸君）ただ今上程されました議案第30号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてご説明申し上げます。

改正の内容につきましては、お手元の新旧対照表に記載のとおり、「上川中部消防組合」及び「伊達・壮瞥学校給食組合」が解散脱退することに伴い、規約の別表を変更するものでございます。

なお、施行期日は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日からとするものでございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第30号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第30号、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時26分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎議案第31号

○議長（坂田秀昭君）日程第30、議案第31号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

説明を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）ただ今上程されました議案第31号、人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

現在の委員である今井仲子氏は、平成23年7月に就任されて以来、本町の人権擁護活動にご尽力をいただいておりますが、本年6月30日をもって1期3年間の任期が満了いたしますことから、次期人権擁護委員としての候補者を推薦する必要があるものでございます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法におきまして、国民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることが使命とされており、人格・識見ともに優れ、広く社会の事情に通じ、人権擁護について深い理解のある方が求められているところでございます。

これらを勘案し、候補者について検討いたしました結果、現在の委員である今井仲子氏を引続き適任者として推薦したいと存じますが、別途お配りしている履歴書のとおり活躍されておりまして、優れた識見と熱意を有する方でございますので、人権擁護委員法第6条第3項の定めるところにより議会の意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）議案第31号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第31号、原案のとおり可決されました。

◎同意第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第31、同意第1号、オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）ただ今上程されました、同意第1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

オホーツク町村公平委員会は、昭和42年に網走支庁管内町村公平委員会として設置され現在13ヶ町村及び4つの一部事務組合をもって構成されており、公平委員の定数は3名で任期は4年と定められております。このうち、現委員であります奥谷公敏氏は、平成22年4月に就任して以来、4年にわたり重責を果たされてきたところであります。本年3月31日付けで任期満了となるところでございます。このことに伴いまして、オホーツク町村公平委員会共同設置地方公共団体長である清里町長より推薦があり、引き続き、奥谷公敏氏を選任申し上げたいと存じまして、本案を提案した次第でございます。

経歴等につきましてはお手元の資料のとおりでございまして、詳細の説明は省略させていただきたいと存じますが、奥谷公敏氏は、湧別町職員として長年勤務され、平成15年に湧別町長に就任し、平成21年に町長を退任されており、円満な人柄と豊富な経験を持った方でございまして、公平委員の候補者として、関係町村長の協議が整いましたのでご案内申し上げた次第でございます。

原案のとおりご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。

同意第1号、本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、同意第1号、原案のとおり同意と決定いたしました。

◎議案第23号乃至議案第28号

○議長(坂田秀昭君) 日程第32、議案第23号乃至日程第37、議案第28号、平成26年度小清水町一般会計予算について、平成26年度小清水町国民健康保険特別会計予算について、平成26年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について、平成26年度小清水町介護保険特別会計予算について、平成26年度小清水町簡易水道特別会計予算について、平成26年度小清水町農業集落排水事業特別会計予算についてを一括して議題といたします。

町長より町政執行方針について説明したい旨求められておりますので、これを許し、合わせて各会計予算案の提案説明を求めます。

なお、各会計予算案の歳入歳出に関する事項別の説明につきましては、既に各担当課長より説明を受けておりますので、主要なものについてのみ説明されたいと思います。

林町長。

○町長(林直樹君) 本日ここに、平成26年第4回小清水町議会定例会が開催され、平成26年度各会計予算案をはじめ、各般にわたる重要な案件につきましてのご審議をいただくにあたりまして、町政執行に関する私の所信を申し述べたいと思います。

何卒、町議会議員の皆さまをはじめ、町民皆さまのご理解とご協力を心よりお願い申し上げる次第であります。

(町政執行方針・記載省略)

○議長(坂田秀昭君) ここで、昼食のため、暫時休憩いたします。

休憩	午後 12時01分
再開	午後 12時57分

○議長(坂田秀昭君) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

林町長。

○町長(林直樹君) (町政執行方針・記載省略)

○議長(坂田秀昭君) 森田副町長。

なお、副町長の説明一般会計終了後に10分間の休憩をとりたいと思いますので、予めご含み置きください。よろしく願いいたします。

○副町長(森田明君) 引き続きまして、各会計予算案の主要事項を中心に説明させていただきます。
(各会計予算提案大要説明・記載省略)

○議長(坂田秀昭君) ここで暫時休憩いたします。

休憩	午後 2時02分
再開	午後 2時12分

- 議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。
森田副町長。
- 副町長（森田明君）37ページをご覧いただきたいと思います。
国民健康保険特別会計について申し上げます。
(各会計予算提案大要説明・記載省略)

- 議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。
本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。
お諮りいたします。
明日は、議案調査のため休会にしたいと思います。
したがって、明後日、6日は、午前9時30分より本会議を開きたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、そのように決定いたしました。
本日は、大変ご苦労さまでした。

(午後2時35分)